

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年1月9日

福岡法務局久留米支局 登記官 濱野康

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2904-2023-0076	久留米市高良内町字鱈口3704番2
2904-2023-0016	久留米市西町字北畑1035番2
2904-2023-0044	久留米市合川町字先香出2169番
2904-2023-0034	久留米市合川町字明無出1463番1の1